

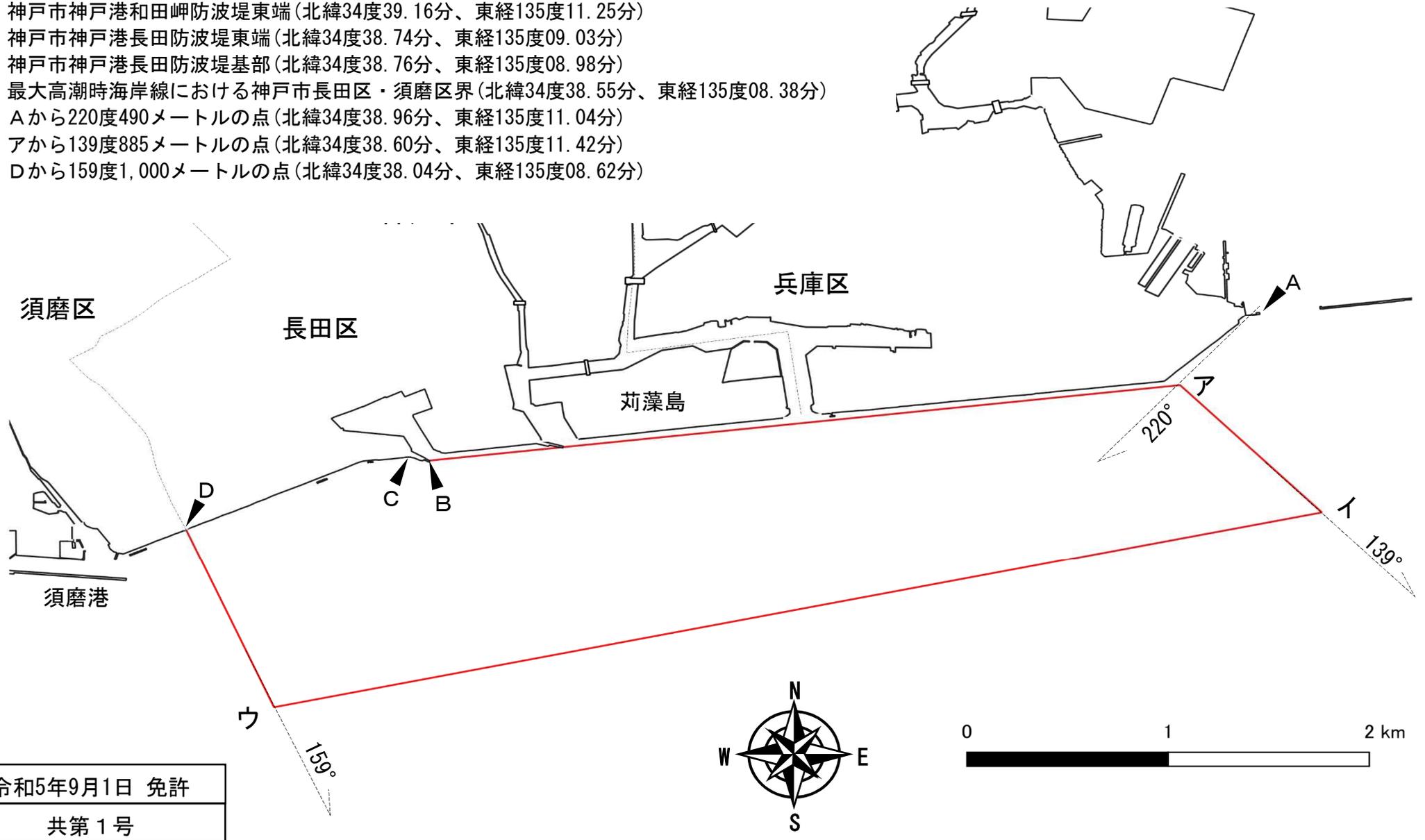
免許番号 共第1号

漁場の位置 神戸市兵庫区及び長田区地先

漁場の区域 次の点のうちB、ア、イ、ウ及びDを結んだ線及びBとCを結んだ線（防波堤南側に沿う。）とCからDに至る最大高潮時海岸線によって  
囲まれた区域

点の位置

- A 神戸市神戸港和田岬防波堤東端(北緯34度39.16分、東経135度11.25分)
- B 神戸市神戸港長田防波堤東端(北緯34度38.74分、東経135度09.03分)
- C 神戸市神戸港長田防波堤基部(北緯34度38.76分、東経135度08.98分)
- D 最大高潮時海岸線における神戸市長田区・須磨区界(北緯34度38.55分、東経135度08.38分)
- ア Aから220度490メートルの点(北緯34度38.96分、東経135度11.04分)
- イ アから139度885メートルの点(北緯34度38.60分、東経135度11.42分)
- ウ Dから159度1,000メートルの点(北緯34度38.04分、東経135度08.62分)



令和5年9月1日 免許  
共第1号

表示 番号	表 示										
	漁 場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日	存続期間	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期	制限又は条件		
1	1	わかめ漁業		2月1日から6月30日まで	1	うに漁業		1月1日から12月31日まで	潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。		
	1	かき漁業		1月1日から12月31日まで	1	なまこ漁業		1月1日から12月31日まで			
	1	あさり漁業		1月1日から12月31日まで	1	たこ漁業		1月1日から12月31日まで			
	1	あわび漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	とこぶし漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	さざえ漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	うちむらさき漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	ばかがい漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	あかがい漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	まてがい漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	たいらぎ漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	みるくい漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	さるぼう漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	ばい漁業		1月1日から12月31日まで							
1	にし漁業		1月1日から12月31日まで								
海 区	兵庫県瀬戸内海海区			免許番号	共第1号		摘 要				

免許番号		共第1号		摘要			
共有漁業権事項							
順位番号	持分	事項	順位番号	持分	事項	備考	
	1	神戸市兵庫区吉田町3丁目7番29号 兵庫漁業協同組合  神戸市垂水区平磯3丁目1番10号 神戸市漁業協同組合					

表示 番号	表 示	漁 業 権 区		漁 業 権 区	
		順位 番号		順位 番号	
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	神戸市兵庫区吉田町3丁目7番29号 兵庫漁業協同組合 他1組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		